

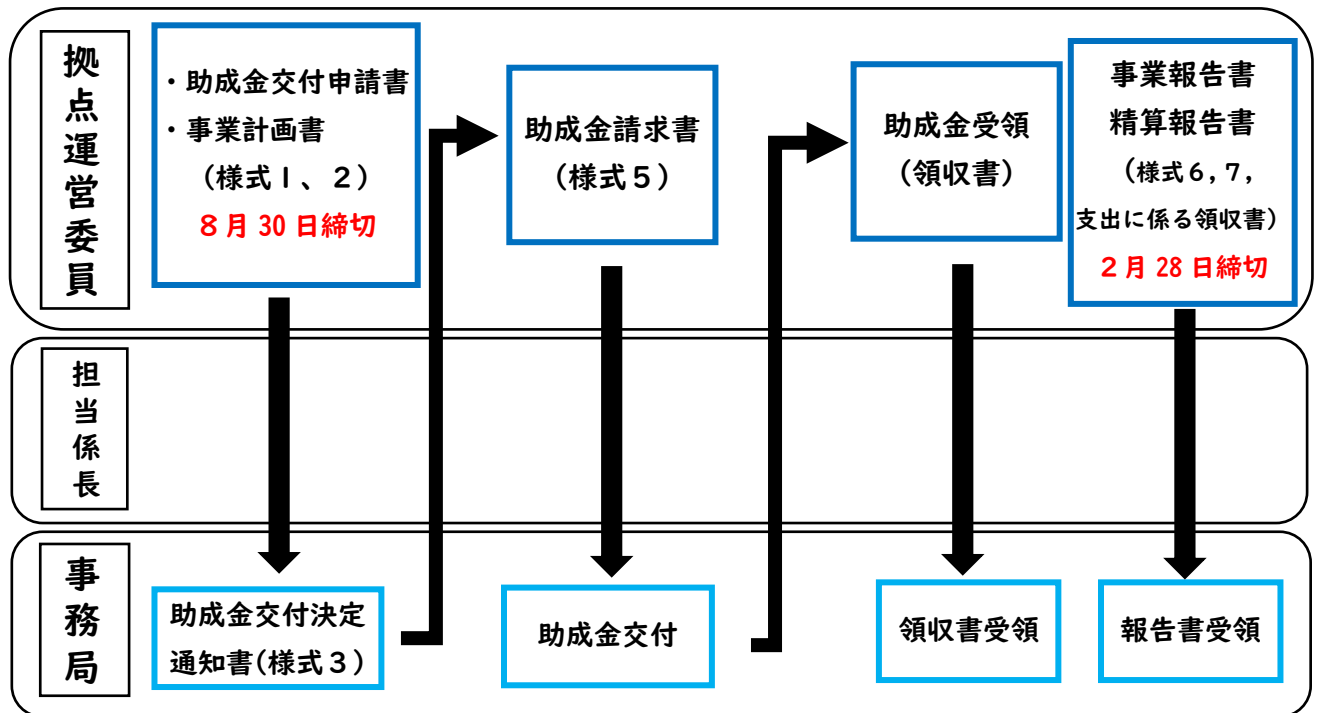
！！注意！！

令和5年度に助成金の要領が改正されたことに伴い、
各種様式が更新されています。

ご提出の際は最新の様式を使用してください。

※データで管理されている場合も、HPからデータを
ダウンロードし、更新をお願いします。

地域防災拠点運営委員会助成金手続きの手引き



助成金手続きの流れ

1 助成金の申請

助成金交付申請書(様式1)及び事業計画書(様式2)を作成し、令和6年8月30日(金)までに担当係長あて提出してください。

様式1及び様式2の内容が適正と認められる場合は、助成金交付決定通知書(様式3)を担当係長経由でお渡しします。

2 助成金の請求

様式3を受領後、助成金請求書(様式5)を担当係長あて提出してください。
事務局が様式5を受領後、助成金(現金)を担当係長経由でお渡しします。

助成金を受領しましたら、領収書に必要事項を記入のうえ、担当係長に提出してください。

3 事業報告及び精算報告

事業の終了後、事業報告書（様式6）、精算報告書（様式7）及び様式7に記載した支出に係る領収書を令和7年2月28日（金）までに担当係長あて提出してください。

※期限までに提出ができない場合は、事前に総務課防災担当にご連絡ください。

助成金の交付にかかるQ A

Q 助成金は申請してからどのくらいで交付されるのか。

A 各提出様式の内容が適正であれば、申請後1か月程度で交付します。

Q 他の用事で区役所に行く予定があるので、各様式を総務課防災担当に直接提出してもよいか。

A はい。可能です。

Q 助成金を銀行振込で受け取ることはできるか。

A 銀行振込による助成金の受け取りを希望する場合は、手続き方法を個別にお伝えいたしますので、総務課防災担当までご相談ください。

Q 領収書を紛失してしまった。どうすればよいか。

A 他に助成金を使ったと認められる書類の有無を確認し、ない場合は返還していただきます。

そのほか、ご不明な点がございましたら、総務課防災担当までお問合せください。

【お問合せ先】

戸塚区総務課防災担当 霜村、藤井

電 話 045-866-8307

F A X 045-881-0241

Eメール to-bousai@city.yokohama.jp